

2025 年度 「京都新聞愛の奨学金」

一般の部・交通遺児の部 募集要項

公益財団法人京都新聞社会福祉事業団

経済的な支援が必要な向学心のある高校生、大学生、専門学校生らを支援する「京都新聞愛の奨学金」の申請を受け付けます。「愛の奨学金」は、さまざまな事情で学費の捻出が困難な高校生、大学生、専門学校生らが安心して勉強できるように応援します。

京都新聞社会福祉事業団に、未来を担う若者のためにと寄せられた、京都新聞紙面に掲載されている「誕生日おめでとう」コーナーへの寄付金をはじめ、奨学金事業寄付金や交通遺児のための寄付金など、多くの方々からの善意をもとに返済不要の奨学金を支給します。

[申請部門]

「一般の部」と「交通遺児の部」の2部門で受け付けます

※交通遺児の部は、家計を支える人を交通事故で亡くした生徒、学生が対象です

[対 象]

下記の項目をすべて満たす生徒、学生

- ① 京都府、滋賀県内に在住している
- ② 学校教育法による学校（高等学校、高等専門学校、特別支援学校、大学、短期大学、専修学校など）に在籍している ※大学院と専攻科は対象外
- ③ 勉学に意欲があり、経済的理由から愛の奨学金を必要としている

[奨学金贈呈額]（返済不要）

○高等学校、高等専門学校1～3年、専修学校高等課程

年額 90,000円（月額7,500円×12カ月）

○大学、短期大学、高等専門学校4～5年、専修学校専門課程

年額180,000円（月額15,000円×12カ月）

[募集期間]

2025年4月4日(金)～5月1日(木)午後5時必着

※締め切り期日は厳守としますので、添付書類などは余裕を持って準備してください

[選考について]

京都新聞愛の奨学金選考委員会で決定します。経済状況、成績、作文などの提出書類をもとに総合的に判断します。

[選考結果について]

6月下旬、本人（申請者全員）に郵便で通知します。

[贈呈について]

7月上旬に京都新聞社（京都市中京区）で予定している贈呈式で、直接本人に手渡しで奨学金1年分（2025年4月1日～2026年3月31日）を支給します。

※代理の人にはお渡しできません。

[報告について]

「奨学金活用報告書」を2026年3月中旬までに提出してもらいます。

※提出がない場合は、次年度申請されても選考の対象外とします。

[申請書類について]

申請書類は返却できません。提出された個人情報、法令と当事業団「個人情報管理規程」にもとづき管理します。

[その他]

○これまでに愛の奨学金を受給した人も申請できますが、年度ごとに選考しており、継続して受給できないこともあります。

○他機関・団体の奨学金を受給中の人やこれから手続きされる人も申請できますが、受給や申請先の奨学金が併用可能かどうか確認をしてください。また他機関・団体の併用ができない奨学金を申請されている人で、愛の奨学金の支給が決まった場合は、他機関・団体の奨学金を辞退していただくことになりますので、あらかじめ了承のうえ申請をしてください。

《申請方法》

所定用紙に生徒・学生本人が自筆で記入（一部、申請書類③は保護者等記入）し、次の「申請書類および添付(提出)書類」を確認のうえ、申請書と必要書類を添えて申請（郵送）してください。

〒604-8577 京都市中京区烏丸通夷川上ル京都新聞社内

（公財）京都新聞社会福祉事業団「愛の奨学金」係

TEL 075-241-6186 FAX 075-222-2515

ホームページ <https://fukushi.kyoto-np.co.jp/>

（事務局 土、日祝日を除く 午前9時半～午後5時半）

[申請書類および添付(提出)書類]

□申請書①② ※生徒・学生本人が記入

□申請書③ ※生活を支えている人(保護者、学費負担者等)が記入。諸事情で記入できない場合は、生徒・学生本人の記入も可。

[生活を支えている人の所得・収入欄(各種証明書を添付書類(台紙)④に添付)]

生活を支えている人(保護者、学費負担者等)の年間所得額(両親ともに収入がある場合は、2人とも必要)や給与・事業所以外の収入(該当者のみ)を記入してください。

※生活を支える人は、原則として父母になります(父母ともいない場合は、代わって生活を支える親族等)

□添付書類(台紙)④ **※下記、④と⑥の2種類(2年間分)の証明書類を添付してください**

(1) 生活を支えている人の年間所得額の証明書(両親ともに収入がある場合は2人とも必要)

④2024年(1月～12月)の所得がわかる勤務先発行の「源泉徴収票」(コピー可)、もしくは「確定申告書(第1表、第2表の2枚)」と、事業主の場合は「収支内訳書(控え)もしくは青色申告計算書(控え)」の写しを添付してください。

⑥2023年度の所得がわかる市町村が発行する所得金額や住民税の課税額、扶養家族の人数などが明記された全項目証明の令和6年度「課税(所得)証明書」(原本)を添付してください。また生活を支えている人、または両親のどちらか1人が無収入の場合(専業主婦など)や、収入があっても課税されない場合(パートなど)も全項目証明の「非課税証明書(課税証明書)」(原本)を添付してください。

※⑥の証明書は、(2023年1月～12月の所得金額)のもの。現在、市町村で発行できるものです。

※証明書は、収入・所得・控除欄に金額が明記されていないもの(アスタリスク「*」表記など)は不可

その他→④の証明がない場合は、勤務先発行の給与明細書や収入がわかるものを、中途就職、退職の場合は、前後の収入がわかる証明も添付してください。

(2) 給与、事業所得以外の収入が証明できる書類のコピー(該当者のみ)

○公的年金を受給している人⇒受給額がわかる年金振込通知書などのコピー

○児童扶養手当を受給している人⇒受給額がわかる児童扶養手当証書などのコピー

○生活保護を受給している人⇒受給額がわかる生活保護開始(変更)通知などのコピー

※後日、令和7年度の「課税(所得)証明書」(2025年6月1日以降発行)などの提出を求めることもあります

□作文⑤ (所定用紙・横書きで600字以内)

生徒・学生本人が自筆で2つのテーマに添って記入してください。

□学校生活所見書⑥ 高校生のみ。所定用紙で現在の担任の先生に記入を依頼してください。

□成績証明書 成績証明書(コピー不可)を添付してください。

○高等学校、高等専門学校、専修学校高等課程の人は、各学校で発行・封緘した成績証明書(前年度の学年1年分が記載されているもの)を添付してください

○大学、短期大学、専修学校専門課程の人は、各学校で発行の成績証明書(入学時から記載されているもの)を添付してください

○高校1年生は、中学3年最終の成績証明書、大学、専門学校1年次の人は、高校3年最終の成績証明書を出身学校に発行を依頼してください

■交通遺児の部は、交通事故証明書や民生委員による証明書など交通遺児であることを証明する書類を添付してください。

※書類を記入の際は、文字が消えるボールペンなどは使用しないでください